

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 九月 二十四日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指定年月日
佐古眼科医院	米子市加茂町二丁目二一五番地	令和八年十一月一日
公益財団法人中国労働衛生協会 米子検診所	米子市二本木五〇一―六	〃
医療法人新田内科クリニック	倉吉市生田三六〇―一	〃
上野医院	倉吉市東昭和町三八番地	令和八年十一月四日
おはだのことくりニック	倉吉市昭和町二丁目一五五番地一	令和八年十一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 八年 九月 二十四日

中国四国厚生局長
竹林 経治

[illegible]